

第1回亀岡市いじめ防止対策推進委員会議事録

日 時 平成26年12月3日午後2時から3時15分
場 所 亀岡市役所302会議室

委員出席者

野澤 委員
上原 委員
塚本 委員
岡本 委員
多胡 委員
杉崎 委員
以上6名

欠席委員

1名

事務局

竹岡 教育長
木曾 教育部長
川勝 教育部次長兼総括指導主事
松山 学校教育課長
鶴尾 指導主事
金田 指導主事
田中 指導係長
子安 指導係主任

傍聴者

1名

- 1 委嘱状交付
竹岡教育長から出席者委員に委嘱状を交付
- 2 開会あいさつ
竹岡教育長
- 3 委員自己紹介
各委員から自己紹介
事務局側 学校教育課長から出席者の紹介

4 委員長、副委員長の選出

亀岡市いじめ防止対策推進委員会条例（平成26年条例第18号）第5条の規定により委員長、副委員長の選任は、委員による互選とすることから、事務局が選任の方法を委員に諮った。

委員から特に提案等の意見なし。

事務局から選任案を提案することについて委員に諮った。

委員 全員異議なし

事務局から委員長、副委員長を提案する。

委員長に 亀岡市保護司会副会長 塚本綏佳子様
副委員長に 亀岡市医師会理事 上原久和様

事務局からの提案に対して、委員に諮った。

委員 全員異議なし

塚本委員長から就任のあいさつ

上原副委員長から就任のあいさつ

5 議題

議事進行は、条例第7条に基づき委員長が行う。

委員長

(1) 亀岡市いじめ防止対策推進委員会運営に関する要領について

要領について、事務局から説明

要領について、委員に諮る。

委員 第1条には、要綱とあるが、要領では。

事務局 事務局の誤りで要綱と記載したが、要領です。

委員長 第1条の「要綱」を「要領」に訂正願います。

他に意見が無いようなので、運営に関する要領について諮ります。

委員 全員異議なし。承認

本会議に傍聴申請が出ているため、傍聴許可を委員に諮る。

委員 全員異議なし。許可する

委員長から傍聴の許可を受け、傍聴者を入室させる。

傍聴者 1 名

委員長

- (2) いじめ防止対策推進法の概要について
 - (3) 亀岡市いじめ防止基本方針の概要について
 - (4) 亀岡市内の小中学校の状況について
 - (5) 亀岡市のいじめの防止等の事業・施策について
- 以上一括して事務局から説明願います。

事務局説明

委員長

事務局からの説明について、委員から意見、質問を諮る。

委員：重大事態の判断例で、児童等が相当期間学校を欠席する約 30 日を目安とあるが、説明にはなかったなのでこの点も入ることになると思いますが。

事務局：期間も入ります。

委員：法第 14 条第 1 項の組織について、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会が連携のもと必要ある時は、いじめ防止対策推進委員会を置くことができるとされているが、連絡協議会の役割分担と推進委員会の連携についてお聞きしたい。

事務局：いじめ問題対策連絡協議会は、現在設置に向けて進めている。府南丹教育局、学識経験者、保護者代表等各種団体と連携して、それぞれの団体がいじめ防止に向けて取り組んでいただくものである。また、推進委員会は、実効的に進めていく、具体的にいじめの防止をどのようにして進めるのか、いじめが根絶していくか、皆様方の専門的な立場から対策を考えていただく、ご助言いただくのが推進委員会である。直接の連携はないが、各組織で動いていただくことになる。

委員：連絡協議会で情報交換された内容が、当委員会にフィードバックされてくることになるか。

事務局：その通りです。

委員：推進委員会条例第 2 条第 2 項では、本市が設置する学校において発生したいじめに関する通報や相談を受け、当事者間の関係の調整などにより問題の解決を図るとあるが、委員が実際にどのように活動していくのかお聞きしたい。

事務局：この場合は、実際に委員が受けていただくことではなく、通報や相談は、

教育委員会が受け、当事者間の問題について、対応して行きますが、解決が難しい場合に皆様の専門的な見地から問題解決の方向性を伺っていくことになる。

委員：あくまで間接的なことで良いか。

事務局：その通りです。

委員：いじめ調査集計結果の第1段階の抽出方法について伺いたい。

事務局：アンケート調査は、府から依頼されたもの。児童生徒がその調査で答えた数字が挙がっている。これ以外に教師が把握しているものも含まれる。

委員：児童生徒が答えた数字と教師が把握している数字の内訳は。

事務局：別に問題行動として挙げているものも含まれていると思うが、内訳は、資料として出していない。

委員：30日程度欠席している児童生徒はどのくらいいるか。

事務局：不登校含め、長期欠席の数字は、毎月月例で報告して把握している。

委員：いじめから欠席されているという把握はしているか。

事務局：随時詳細報告を挙げてもらっている。

委員：調査対象にするかどうかの判断は。

事務局：学校長の判断です。

委員：欠席人数は、教育委員会で把握しているか。

事務局：把握している。

委員：解消件数は、教職員が解消したと認識した件数か。児童生徒に聞き取りして解消と答えたものか。

事務局：面談、聞き取りしながら確認した数字です。

委員：アンケートは、名前を記入してか、無記名か。

事務局：基本は記入です。

委員：学校からいじめについて調査をするので名前を書いて、出せと言われて、どれだけ実効性があるのか、これだけで調査というのも疑問がある。

委員：第1回目とあるが、第2回、第3回と調査されるのか。

事務局：第2回は、12月24日までに行うこととしている。それ以降については、学校に委ねられる。年間を通しての数字は、文科省に挙げることとなっている。

委員：調査に出てこない児童生徒の声を、どれだけ担任が子どもの状況をキャッチするか、その心が必要だというところの御意見ですね。教育委員会もその点も含めて学校にご指導いただいていると思いますが。

事務局：どの子も加害者にも、被害者にもなることから、起こってからの対処ではなく、未然防止ということで、児童生徒同士の繋がりも重要ということを考え情報の発信を行っている。

委員：来年度以降のアンケートについて、委員会が長期的に考え、来年度、再来年度の調査をみて、この調査が良いか、好ましくないかも含め委員会で議論する機会があるか。来年度以降の調査は決まっているのか。

事務局：昨年度も府の調査を行っている。昨年と今年度の調査で大きな違いがありました。低学年では、人間関係があまり近くない人からぶつかられいやな思

いをした。これもいじめと思ひ挙げたものもかなりあつた。また、これが實際いじめなのかというものもあり、学校の指導で、いじめということはこういうことだから、自分だけの中に閉じ込めるのではなくしっかり先生に言うようにと、極力正しい数字に近づける努力をした。この調査をこのまま進めていくことで、隠れた数字が存在すると思う。このように調査結果を提示して、より良い方向が見つかれば、その方向に加味していければと考える。

委員：小学生と中学生のいじめの認知件数について、中学生であればいじめであるかどうかの判断ができるので下がるのか、記名式によりちょっと嫌だなと思う考えがあり違ってくるのか、その違いの考えがあればお聞きしたい。

事務局：多々あると思います。

委員長：それでは、質疑応答いただいた中で、5番目の本年度の事業計画（取組状況）写真が付いている資料については、皆様にお諮りしたいと思います。実施状況・取り組みについてご承認いただけるでしょうか。

委員 全員異議無し

委員長：実施状況・取り組みについては、承認されました。

委員長：その他これまでのことも踏まえご意見等がございましたらお願いします。

委員：弁護士会で取り組みしていることがある。いじめ防止授業という取り組みで小学校に弁護士が行って、一クラス単位で行ういじめ防止授業があります。内容は、いじめの事例を紹介しながら、いじめはどのようにしてだめなのかを一コマずつ行っているのを紹介しておきます。

委員：いじめ防止対策推進法第34条に「いじめの事実が隠蔽されず、並びにいじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるように、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取り組みについて適正に評価が行われるようにしなければならない」としてあるが、基本方針の中でどう対応させられているのか伺いたい。

事務局：教育委員会で基本方針を作っているが、学校でもこの基本方針に沿って学校の基本方針を作っている。学校も基本方針に沿って組織的にいじめの防止を図っている。学校評価があり、学校、地域の方からなる組織で評価をしていただいている部分である。この中で、いじめ問題を取り扱うに当たっての条項です。

委員長：その他ご意見ありませんか。また、追加の案件有りませんか。

事務局：レジメの中に「いじめ防止対策推進法を踏まえた市町（組合）教育委員会の対応について」という資料を付けています。説明ができていませんでしたが、各市町の状況を表にしたものです。お目通しいただければと思います。

委員長：他にご意見が無いようですので、これをもちまして、本日の亀岡市いじめ防止対策推進委員会を終了させていただきます。